

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和8年3月31日（火） 9：00～9：15

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：高市早苗 内閣総理大臣
林 芳正 国務大臣（総務大臣）
平口 洋 国務大臣（法務大臣）
茂木敏充 国務大臣（外務大臣）
片山 さつき 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
松本 洋平 国務大臣（文部科学大臣）
上野 賢一郎 国務大臣（厚生労働大臣）
鈴木 憲和 国務大臣（農林水産大臣）
赤澤 亮正 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
金子 恭之 国務大臣（国土交通大臣）
石原 宏高 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
小泉 進次郎 国務大臣（防衛大臣）
木原 稔 国務大臣（内閣官房長官）
松本 尚 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
牧野 たかお 国務大臣（復興大臣）
あかま 二郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
黄川田 仁志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小野田 紀美 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：尾崎 正直 内閣官房副長官
佐藤 啓 内閣官房副長官
露木 康浩 内閣官房副長官
岩尾 信行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	12件
○国会提出案件	3件
○法律案	2件
○公布（法律）	13件
○政令	29件
○議員提出法律案関係	2件
○人事	4件
○配布	2件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○木原国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、尾崎副長官から御説明申し上げます。

○尾崎内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「国民の保護に関する基本指針の一部変更」及び「シェルター基本方針」について、御決定をお願いいたします。「基本指針の一部変更」は、シェルター基本方針の策定を明記等するものであり、決定の上は、国会に報告するものであります。「シェルター基本方針」は、戦略的かつ持続的にシェルターを確保するため、具体的な取組方針を定めるものであります。

次に、「構造改革特別区域基本方針」、「中心市街地活性化基本方針」及び「地域再生基本方針」の各一部変更について、御決定をお願いいたします。「構造改革特別区域基本方針」は、構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針等を踏まえ、所要の改正を行うものであり、「中心市街地活性化基本方針」は、中心市街地活性化評価・推進委員会による提言等を同基本方針に反映するものであり、「地域再生基本方針」は、地方創生に関する総合戦略の策定に伴う所要の変更等を行うものであります。

次に、「日・カナダ刑事共助条約」外4件の条約の締結につき、国会の承認を求めることについて、御決定をお願いいたします。「日・カナダ刑事共助条約」は、両国の間で、捜査、訴追その他の刑事手続に関する共助のための枠組みを設けるものであり、「日・キルギス租税協定」は、両国の間で、所得に対する租税に関する二重課税の除去及び脱税の防止のための措置等について定めるものであり、「南極環境保護議定書附属書VI」は、南極条約地域において環境上の緊急事態を引き起こした政府等の事業者がとるべき対応措置等を定めるものであり、「国際民間航空条約第50条（a）改正議定書等」は、国際民間航空機関の理事会の構成員の増加等について定めるものであり、「万国郵便連合憲章の第12追加議定書等」は、万国郵便連合の運営及び国際郵便業務に関する事項について定めるものであります。

次に、「総合物流施策大綱」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、国土交通大臣から御発言があります。

次に、「エコツーリズム推進基本方針の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、エコツーリズムの推進に当たり、インバウンド対応を強化する等の変更を行うものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書3件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律案2件について、御決定をお願いいたします。まず、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正法案」は、先端技術研究成果活用推進機構の設立、機関、業務の範囲等を定めるものであります。

次に、「自動車運転死傷処罰法及び道交法の一部改正法案」は、危険運転致死傷罪の対象となる行為及び酒酔い運転を行った者等に対する罰則の対象となる行為の明確化等を行うものであります。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「地方税法等の一部改正法の一部の施行期日令」及び「所得税法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、各改正法の一部の施行期日をそれぞれ本年5月21日とするものであります。

次に、「危険物の規制に関する政令の一部改正令」は、危険物の規制の合理化を図るため、製造所等の周囲に保有すべき空地の規制に係る特例を拡大する等の改正を行うものであります。

次に、「地震保険法施行令の一部改正令」は、政府が締結する地震再保険契約において支払うべき保険金を定める際の基準額を改めるものであります。

次に、「補助金適正化法施行令の一部改正令」は、同法の適用対象となる給付金を追加するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、経済産業副大臣兼内閣府副大臣井野俊郎の兼官を免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、元衆議院議員西田譲を内閣府大臣補佐官に任命し、黄川田内閣府特命担当大臣を補佐させることについて、御決定をお願いいたします。

次に、経済産業省顧問松本正義の2025年日本国際博覧会における陳列区域日本政府代表を免ずること等について、御決定をお願いいたします。

次に、岡本博允外105名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「労働力調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣及び、関連して厚生労働大臣から御発言があります。

次に、準備のための案件について、申し上げます。まず、年度内に公布を要する法律及びその関連政令23件について、あらかじめ御決定をお願いいたします。本件は、当該法律の成立を条件に決定するもので、それまでの間、不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。まず、「地方税法等の一部改正法」外12件の法律は、本日、可決成立する予定であります。

次に、「地方税法施行令等の一部改正令」は、地方税法等の一部改正法の施行に伴い、課税の特例に関する細目等を定めるものであります。

次に、「地方交付税法等の一部改正法の施行に伴う関係整備政令」は、公営企業経営改善特例債の発行に関する許可手続を定める等関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額等を定める政令等の一部改正令」は、在外公館名称位置給与法の一部改正法の施行に伴い、当該手当の額の改定等を行うものであります。

次に、「所得税法施行令の一部改正令」等国税関係17政令は、同法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備等を行うものであります。

次に、「関税率法等の一部改正法の施行に伴う関係整備等政令」は、不当廉売関税の迂回防止制度による関税の適用に関する所要の規定を定める等、関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、「高等学校等就学支援金支給法施行令の一部改正令」は、同法の一部改正法の施行に伴い、高等学校等就学支援金の支給限度額の改定等を行うものであります。

次に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正法の施行に伴う経過措置令」は、令和8年度における公立の中学校等の学級編制の標準等を定めるものであります。

次に、令和8年度予算の関連政令について、あらかじめ御決定をお願いいたします。本件は、当該予算の成立を条件に決定するもので、それまでの間、不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。「補助金適正化法施行令の一部改正令」は、同法の適用対象となる給付金を追加する等の改正を行うものであります。

次に、内閣提出法律案の修正案に対する国会法に基づく内閣の意見要旨2件について、あらかじめ御決定をお願いいたします。本件は、内閣意見を求められることを条件に決定するもので、それまでの間、不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。まず、本日、参議院財政金融委員会において提出予定の「所得税法等の一部改正法案」に対する修正案は、防衛特別所得税の創設を凍結するものであり、これに対する内閣の意見要旨は、「政府としては、反対である。」というものであります。

次に、本日、参議院文教科学委員会において提出予定の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正法案」に対する修正案は、就学支援金の支給対象者について、日本国籍を有する者等に限定することとする改正規定を削除する等の修正を行うものであり、これに対する内閣の意見要旨は、「政府としては、反対である。」というものであります。

- 木原国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、国土交通大臣。
- 金子国務大臣：物流は、我が国の国民生活や経済活動などを支える社会インフラとして、重要な役割を果たしております。一方で、本格化する人口減少や担い手不足、デジタル化の進展、不確実性が高まる国際情勢や大規模自然災害への対応など、物流を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした中で、将来にわたって物流の持続可能性を確保していくとともに、物流を単なるコストではなく、新たな価値を創造するサービスとして捉え直し、より上質で魅力ある産業へと転換させることが必要です。このため、2030年度までの物流革新の「集中改革期間」において、徹底的な物流効率化や商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容の促進、DX・GXの推進、サプライチェーンの強靱化などを柱とした、「総物流施策大綱（2026年度～2030年度）」を取りまとめました。今後、この大綱に従い、官民が一体となって、総合的な物流政策を強力に推進してまいりますので、関係府省庁の御協力をよろしくお願いいたします。
- 木原国務大臣：次に、総務大臣。
- 林国務大臣：本日、労働力調査結果を公表いたしました。2月の完全失業率は、季節調整値で2.6パーセントと、前月に比べ0.1ポイントの低下となりました。就業者数は6,779万人と、1年前に比べ11万人増加し、2か月ぶりの増加となりました。今後も就業者や完全失業者などの状況を注視してまいります。
- 木原国務大臣：次に、厚生労働大臣。
- 上野国務大臣：令和8年2月の有効求人倍率は、季節調整値で1.19倍と、前月

を0.01ポイント上回りました。求人・求職の動向や、総務大臣から報告のありました労働力調査の結果をみますと、現在の雇用情勢は、有効求人倍率はおおむね横ばいで、求人が引き続き求職を上回って推移しており、緩やかに持ち直しています。物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要があると考えています。引き続き、雇用と生活をしっかりと守るため、求職者の方が置かれている状況に応じた、きめ細かな就労支援に取り組むとともに、事業主の方に対する人材確保支援に取り組んでまいります。

○木原国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件

〔 令和 8 年
3 月 31 日 〕 (火)

◎ 一般案件

資料あり

- 国民の保護に関する基本指針の一部変更について
(決定) (内閣官房)
- 〃 ○ 緊急事態を想定した避難施設 (シェルター) の確保に関する基本方針について (決定) (同上)
- 〃 ○ 構造改革特別区域基本方針の一部変更について
(決定) (内閣府本府)
- 〃 ○ 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について (決定) (同上)
- 〃 ○ 地域再生基本方針の一部変更について (決定)
(同上)
- 〃 ○ 刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について国会の承認を求めるの件
(決定) (外務省)
- 〃 ○ 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について国会の承認を求めるの件 (決定) (同上)
- 〃 ○ 環境保護に関する南極条約議定書の附属書 VI の締結について国会の承認を求めるの件 (決定)
(同上)
- 〃 ○ 国際民間航空条約第 50 条 (a) の改正に関する 2016 年 10 月 6 日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第 56 条の改正に関する 2016 年 10 月 6 日にモントリオールで署名された議定書の締結について国会の承認を求めるの件 (決定) (同上)
- 〃 ○ 万国郵便連合憲章の第 12 追加議定書、万国郵便連合一般規則の第 4 追加議定書、万国郵便連合一般規則の第 5 追加議定書、万国郵便条約の第 1 追加議定書及び万国郵便条約の第 2 追加議定書の締結について国会の承認を求めるの件 (決定)
(同上)

資料あり
資料あり ○ 総合物流施策大綱（2026年度～2030年度）
について（決定）

（国土交通・農林水産・経済産業省）

〃 ○ エコツーリズム推進基本方針の変更について
（決定）（環境・国土交通省）

◎ 国会提出案件

資料あり ○ { 1. 参議院議員辻元清美（立憲）提出ホルムズ海
峡を巡る情勢と国際法との関係等に関する質
問に対する答弁書について（決定）（外務省）
1. 参議院議員牧山ひろえ（立憲）提出令和8年
4月以降の高等学校等就学支援金の支給に関
する質問に対する答弁書について（決定）
（文部科学省）
1. 参議院議員辻元清美（立憲）提出ホルムズ海
峡を巡る情勢と重要影響事態の関係に関する
質問に対する答弁書について（決定）
（防衛省）

◎ 法律案

資料あり ○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する
法律の一部を改正する法律案（決定）
（内閣府本府・財務・文部科学・経済産業省）

〃 ○ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰
に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法
律案（決定）（法務省・警察庁）

◎ 政 令

資料あり ○ 地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行期
日を定める政令（決定）（総務・財務省）

〃 ○ 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令
（決定）（総務省）

〃 ○ 地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政
令（決定）（財務省）

〃 ○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）

資料あり
資料あり
○ 所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期
日を定める政令（決定）（財務省）

◎ 人 事

資料あり
資料あり
○ 経済産業副大臣兼内閣府副大臣井野俊郎の兼官を
免ずることについて（決定）
〃 ○ 西田 譲を内閣府大臣補佐官に任命することにつ
いて（決定）
〃 ○ 経済産業省顧問松本正義の2025年日本国際博
覧会における陳列区域日本政府代表を免ずること
等について（決定）
〃 ☆ 元一等陸佐岡本博允外105名の叙位又は叙勲に
ついて（決定）

◎ 配 布

☆ 労働力調査報告（総務省）
☆ 月例経済報告（内閣府本府）

[○署名あり ☆署名なし]

◎公布（法律）

資料
なし

☆

1. 地方税法等の一部を改正する法律（決定）
1. 地方交付税法等の一部を改正する法律（決定）
1. 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（決定）
1. 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律（決定）
1. 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律（決定）
1. 所得税法等の一部を改正する法律（決定）
1. 関税定率法等の一部を改正する法律（決定）
1. 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（決定）
1. 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（決定）
1. 農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法（決定）
1. 日本中央競馬会法の一部を改正する法律（決定）
1. 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律（決定）
1. 運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律（決定）

◎政 令

資料あり
資 料

- 地方税法施行令等の一部を改正する政令（決定）
（総務・財務省）
- 〃 ○ 地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令及び在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部を改正する政令（決定）（外務省）
- 〃 ○ 所得税法施行令の一部を改正する政令（決定）
（財務省）
- 〃 ○ 法人税法施行令及び法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 地方法人税法施行令の一部を改正する政令
（決定）（同上）
- 〃 ○ 消費税法施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 国税徴収法施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令
（決定）（同上）
- 〃 ○ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（財務・総務省）
- 〃 ○ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（財務省）
- 〃 ○ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令等の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）

資料あり
資料あり

- 復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令（決定）（財務省）
- 〃 ○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○防衛特別法人税に関する政令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○防衛特別所得税に関する政令（決定）（同上）
- 〃 ○所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国際観光旅客税の記帳義務に関する経過措置に関する政令（決定）（同上）
- 〃 ○消費税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（決定）（財務・農林水産・経済産業省）
- 〃 ○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（財務省）
- 〃 ○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（文部科学・財務省）
- 〃 ○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（決定）（同上）

◎議員提出法律案関係

資料あり
資料あり

- 参議院財政金融委員会において提出予定の所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案に対する国会法第57条の3に基づく内閣の意見要旨について（決定）（財務省）

- 資料あり
- 参議院文教科学委員会において提出予定の高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案に対する国会法第57条の3に基づく内閣の意見要旨について（決定）
（文部科学・財務省）

[○署名あり ☆署名なし]